

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 1 2 回 相模原市簡易水道事業審議会		
事務局 (担当課)	津久井土木事務所 電話 0 4 2 - 7 8 0 - 8 2 1 0 (直通)		
開催日時	令和 6 年 3 月 6 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 3 0 分		
開催場所	緑区合同庁舎 会議室 5 - 2		
出席者	委員	7 人 (別紙のとおり)	
	その他	1 人 (神奈川県随行者)	
	事務局	6 人 (土木部長、津久井土木事務所長、他 4 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1 開 会 2 議 題 簡易水道と県営水道の料金体系の統一について 3 その他 4 閉 会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

簡易水道と県営水道の料金体系の統一について

事務局から資料について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

○漏水対策について、1年前は修繕済みが22件だったものが、現在34件となり、順調に進んでいると思う。また、大口使用者についても個別に周知しているのは良い取り組みだと思う。戸別訪問した際、具体的にどのような意見があったか。(伊東委員)

●100 m³以上の大口使用者宅を戸別訪問した際、高齢単身世帯の100 m³以上の使用者があった。漏水の疑いや節水について話をする中で、調査した結果、畑に水を撒いていることが分かった。そのようなお話を個別に伺えたのは良い機会になった。料金が県と統一になることについては、一部反対意見はあったものの、内容については簡易水道たより等で周知しており、「いつ変わるのか」、「定額からついに上がるのか」という意見が多かった。(事務局)

○畑に水を撒いている人は料金改定すると莫大な料金になるが、それについて地元の理解は得られているということか。(伊東委員)

●理解を得られるよう周知をしたところである。(事務局)

○青根地区の漏水について、関戸委員から補足はあるか。(荒井会長)

○使用水量が通常より大幅に超えているのは、農業用途が大半である。料金が定額であるがゆえに、漏水の怖さの認識が得られていない。また、漏水の修繕費も必要なことが、解決に時間を要する原因ではないか。漏水については、各地区の水道委員が個別に訪問し、本人が難しければ周囲の関係者に協力をお願いして、問題が解決するよう個別に進めているところである。(関戸委員)

○空き家になっている場所はあるのか。(荒井会長)

○空き家は地域としては把握しきれていない。空き家の漏水については、市から連絡して解決しているという理解である。(関戸委員)

●2月20日に開催した青根簡易水道委員会において、定額制ゆえに使用者は自分の使っている水量をあまり見ていないという話があった。それを受け、1年間(6期分)の使用水量と県営水道の料金体系に統一した場合の金額を併せてお知らせし、使用者周知に努めていくことにした。(事務局)

○丁寧で良い対応だと思う。広報(簡易水道たより9号)にも記載しており、赤字である実情を訴えていくことや情報をきちんと伝えていくことが必要である。(荒井会長)

○先ほど、畑に水を撒いている人がいるという話があったが、まだ料金改定について分かっていないのではないか。そのような人をピックアップし、料金改定後に莫大なお金を請求される懸念があることをよく周知した方が良いと思う。(丸山委員)

○丁寧な地元対応をしていることは理解しているので、引き続き必要な対応をしていただければと思う。青根地区については、実際に説明しても定額の習慣が色濃く残っていると感じた。(荒井会長)

○県営水道の料金表について、簡易水道の料金表も同じにする予定か。(佐々木委員)

●資料では、県の料金については、改定後の金額のみ載せているが、簡易水道使用料については、激変緩和措置も含めた従量料金を載せている。激変緩和措置終了後の料金は同じになる。(事務局)

○県の改定率は22パーセントとなっており、答申の25パーセントから引下げられているようだが、伊東委員から補足はあるか。(荒井会長)

○前回との違いとして二つある。一つ目は、改定率を25パーセントから22パーセントに圧縮した。県営水道の料金改定が2006年以降、20年弱ぶりということで、改定率が非常に大きくなってしまっている。物価高騰等も

あり、県営水道としては収入や支出を改めて徹底的に見直すことによって節減し、改定率を25パーセントから22パーセントに引き下げた。もう一つは激変緩和として、高齢者を含めて単身世帯の影響の緩和を行った。単身の方は普通に生活していれば、毎月の水道使用量は4 m³くらいしか使わないため、そこに合わせて基本水量を4 m³に抑え、基本料金を改めて設定して、改定幅を抑えた激変緩和を実施したのが前回からの主な違いである。(伊東委員)

○それでも割合的には値上げになる。(丸山委員)

○水道は固定的な費用がどうしても発生するので、従量料金よりは基本料金の部分できちんと収入を確保していかないと、持続的に、安定的に水道事業を行えなくなる。県営水道事業審議会からの答申を受けての見直しである。(伊東委員)

○安心・安全な水を供給する水道事業者の基本理念の部分を強調した方が良いのではないか。料金の問題もそうだが、水道事業者が安全な水を供給することが主たる目的だということを皆さんに分かってもらった方が良い。(丸山委員)

○県職員として能登半島に被災地支援に行った。珠洲市では、給水が再開されたのが3パーセント位で、今でも断水が続いている。手も洗えず、水洗トイレが使えず衛生的に非常に厳しい状況。避難所の衛生対策としても大きな課題となっている。また、ライフラインが整っていないと、被災地支援に入る職員も被災地に泊まって支援することはできないので、毎回、車で金沢から4時間くらいかかってしまう。仮設住宅の建設が遅れているのも、インフラが整わない影響が大きいのではないか。支援者も3日間風呂に入れず、水道が無いのは本当に苦しいと感じた。水道の耐震化をきちんと進めていけば、被災しても早く復旧することに繋がる。(伊東委員)

○このようなライフラインの問題やインフラの整備はオール神奈川でやっていると、人口減少社会の中で維持管理するのは難しい。料金改定についても、広域化という大きな道筋の中では、まだ途中の段階であると思う。安心安全な水を維持するため、中山間地域では一般的な市街地と比較して、多額の費用がかかってしまうが、採算の取れる都市部がカバーし、その代わりに、中山間地域では水源林を守り環境保全を協力していく。持ちつ持たれつの関係で、オール神奈川でやっていく。一部の相模原市だけで解決できる問題で

はないという話に帰着するのではないか。そうした中で、県全体として、経営的な観点から、持続的なインフラ整備、ライフラインの整備を考えると、いよいよ料金を値上げせざるを得ないというタイミングであると思う。(荒井会長)

○簡易水道の料金改定について具体的なシミュレーション結果や加入金の統一、広域化などについて資料で示されているが、何か委員からご意見、ご質問はあるか。(荒井会長)

○改定後の料金収入の見通しについて、料金改定をすることによって、一般会計からの繰入金が減らされてしまい、必要な投資ができなくなると考えるが、今後の繰入金の見通しについて教えてほしい。(笹原委員)

●審議会で答申をいただいているとおり、効率的な経営を行ってもなお、財源が不足する場合については、公費負担が妥当であることから、今後も必要な費用については、一般会計からの繰入金を続けていく。(事務局)

○料金改定をしても繰入金はあまり変わらないが、どうにか持ちこたえているということか。(佐々木委員)

○料金改定により繰入金が根本的に変わるわけではないが、見方や評価は様々であるとする。(荒井会長)

○中山間地域の特性として、施設管理から何まで、どうしても水を供給するための必要経費が多くなる。先ほど、丸山委員からも発言があったとおり、安心安全な水が飲めるということについては、県と一つになれば画期的になると思う。県全体で公共インフラとしての水道に移管していかないと、相模原市だけの負担となり、青根や藤野地区だけの簡易水道を相模原市民が負担してくれていることになる。本来は、神奈川県全体で負担してもらいたいと思っている。堂々巡りの議論になってしまうが、繰入金という制度がある以上は、このような議論が当然出てくる。また、仮に災害等で簡易水道の施設が使えなくなったとすると、市の負担となり、一般会計からの繰入金も大きくなる。地域としては、なるべく早く県営水道に移管してもらいたい。中山間地域は収支バランスが悪く損益分岐点が高くなっているのが現状である。(関戸委員)

○繰入金を少なくしようとする、水道料金が非現実的なものとなるシミュレーションがあったとおり、地域だけで水道をまわしていくのはどうしても経済的には厳しい。収益的に有利なところが不利なところをカバーしていくことが広域化の基礎となる考え方ではないかと思う。(荒井会長)

○広域化の段階的取組について、どのようなスケジュールで最終的に県は何を目指そうとしているのか。(松原副会長)

●資料18ページのピラミッド型の図に記載しているように、初めから経営統合とはならないが、水道メーターの共同購入や施設の共同利用など、段階的に、取り組めるところから進めていくのが県の考えである。(事務局)

○県東部、県中部・県西部で広域化のスケジュールが異なるのは水源の違いがあるということか。(松原副会長)

●横浜市や川崎市のような県東部は、規模的に経営統合しなくても独自でやっていけるが、それ以外の県中部・県西部については県東部と事業規模が異なるので広域化について動きが異なっている。(事務局)

○県東部は主な水源である相模川から取水しており、共同的な活用や統廃合など、具体的に考え始めているので、取組を具体的に記載しているが、県中部・県西部は個別に水源を持っており、広域化を進めていく手法が異なるため、段階的に進めていく必要がある。(伊東委員)

○最終的に経営統合となったときには県全体として考えるのか。(松原副会長)

○まだ具体的な計画に至っておらず、このような記載になっている。(伊東委員)

○段階的な広域化については、そのとおりだと思うし、その前段の経営改善に向けては、市が真剣に取り組んで今日に至っていると思う。簡易水道事業は収支バランスが非常に苦しいが、県民の水がめを抱えている中山間地域に対して、市の一般会計から補てんするのではなく、県が率先して統合してもらいたい。県は水源環境保全税という財源があるのだから、市に助成してあげるなど、そうしたことを求めていきたい。その他、簡易水道に加入していない小規模水道が地域にはたくさんある。これらを整備しようとする、ものすごく費用がかかる。高齢化に伴い、災害や日常的な点検の対応が困難にな

ってきており、青根から水を供給してもらえないかと話を受けている。小規模水道は審議会の構成員ではないため、彼らの意向を反映することは難しいが、そこまで見てあげれば、広域化の段階的な取組として、簡易水道に組み入れて、いずれ県営水道と協議して段階的に経営統合という話ができたら良いと思っている。このような小規模水道があることを県には知ってもらいたい。(関戸委員)

○言い続けることは大事である。貴重な意見として受け止める。(荒井会長)

○県営水道の令和6年、7年の従量料金は、それぞれ簡易水道の激変緩和の1～3年目、4～5年目の従量料金と同じ設定なのか。(伊東委員)

●県営水道の従量料金よりは安く設定している。(事務局)

○階段のステップが低めだということか。(荒井会長)

●県営水道は3年間で改定だが、簡易水道は5年間の激変緩和を実施するため、従量単価が低くなっている。(事務局)

○激変緩和について、パターン1、パターン2があり、事務局案としては、パターン1とのことだが、パターン2を作成したのはどのような意図か。(伊東委員)

●いただいた答申から大口使用者への配慮が必要であることから、パターン1を作成し、配慮していることが分かりやすいよう、比較としてパターン2を作成した。(事務局)

●今後の料金改定については、事務局としても県営水道の情報を適宜捉えた上で、簡易水道たより等を通じて使用者の皆様へお知らせをし、ご理解を求めていくことをしっかりとやらなくてはならない。(事務局)

3 その他

4 閉 会

以 上

相模原市簡易水道事業審議会（第12回）委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授	会長	出席
2	伊東 大介	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長		出席
3	佐々木 徹	公募市民		出席
4	笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長		出席
5	関戸 正文	相模原市青根簡易水道委員会 委員		出席
6	松原 沙織	獨協大学経済学部 教授	副会長	出席
7	丸山 博司	相模原市藤野地区自治会連合会 監事		出席